

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年5月30日 09時40分ごろ
発生場所	北海道厚真町 <small>あつま</small> 苦小牧港東港地区南方沖 苦小牧港東港地区東防波堤灯台から真方位105° 1.5海里付近 (概位 北緯42°34.4′ 東経141°48.2′)
事故の概要	遊漁船第十八海洋丸 <small>かいよう</small> は、北進中、また、プレジャーボートおーばは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年6月5日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第十八海洋丸、4.9トン HK3-94475（漁船登録番号）、個人所有 第200-18660号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート おーば、5トン未満（長さ5.33m） 200-23780北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船側部外板に擦過傷等 B 右舷船尾部外板に亀裂、右舷船外機に擦過傷、船体上部構造物に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁を終え、苦小牧港東港地区南方沖を苦小牧港東港地区 <small>はまあつま</small> 浜厚真地区船だまりに向けて約12ノットの対地速力で自動操舵により北進した。 A 船は、船長Aが操縦席に腰を掛けていたところ、B 船と衝突した。 船長Aは、本事故当時、船首方に航行の支障となる船舶はいないと思ひ、船首浮上により船首方に死角が生じた状態であったものの、船首を左右に振るなどの死角を補う見張りを行っていなかった。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、苦小牧港東港地区南方沖で、船首を北方に向けて船外機を停止して釣りを行っていた。 B 船は、船長Bが、南方沖から自船の方に接近するA 船を視認し、航行するA 船が漂流しているB 船を避けてくれると思ひ、漂流を続けたところ、A 船がB 船を避けずに接近するので、衝突すると思ひ、海

	<p>に飛び込んだ直後、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用しており、A船に救助された。</p>
分析	<p>A船は、苫小牧港東港地区南方沖を北進中、船長Aが、船首方に航行の支障となる船舶はいないと思い、船首方に生じた死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに北進を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、苫小牧港東港地区南方沖で漂流中、船長Bが、航行するA船が漂流しているB船を避けてくれると思い、漂流を続けたことから、A船との衝突を避けるための措置をとる時機を失し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、苫小牧港東港地区南方沖において、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが船首方に生じた死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中、船首方に死角が生じた場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 漂流中、接近する他船を認めた場合、他船が自船に気付いていない可能性を考慮し、余裕のある時機に機関を始動して移動するなどの衝突を避けるための措置をとること。